

## 議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 1 南十勝町村議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 大樹町
- (3) 期 間 令和6年9月26日（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) その他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

### 2 札幌さらべつ会総会

- (1) 目 的 札幌さらべつ会の会員に村の近況を報告するとともに、会員との交流を図るため。
- (2) 派遣場所 札幌市
- (3) 期 間 令和6年10月26日～27日（2日間）
- (4) 派遣議員 織田議長、尾立議員
- (5) その他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

### 3 十勝町村議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 清水町
- (3) 期 間 令和6年10月30日（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) その他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

#### 4 2村議会議員交流会

- (1) 目的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するとともに、中札内村議会議員との交流を図るため。
- (2) 派遣場所 更別村
- (3) 期間 令和6年11月19日（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) その他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。